

第 8 回

GVA TECH

定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2025年3月26日(水)
午前10時(受付開始 午前9時30分)

開催
場所

東京都渋谷区代々木三丁目25番3号
あいおいニッセイ同和損保新宿ビル
3階

決議
事項

議 案 取締役6名選任の件

GVA TECH株式会社
証券コード: 298A

証券コード 298A
2025年3月11日
(電子提供措置の開始日2025年3月4日)

株 主 各 位

東京都渋谷区代々木三丁目37番地5

G V A T E C H 株式会社
代表取締役社長 山 本 俊

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第8回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://gvatech.co.jp/ir>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コード（298A）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年3月25日（火曜日）午後7時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年3月26日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）

2. 場 所 東京都渋谷区代々木三丁目25番3号

あいおいニッセイ同和損保新宿ビル3階

3. 目的事項

報告事項 第8期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件

決議事項

議 案 取締役6名選任の件

4. その他の
招集決定事項 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示

をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                   | 所有する当社の株式の数 |
|-------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1     | 山本俊<br>(1983年6月28日生)  | 2010年1月 弁護士登録（第二東京弁護士会）<br>2010年1月 鳥飼総合法律事務所 入所<br>2012年1月 弁護士法人GVA法律事務所 創業 代表弁護士就任（現任）<br>2017年1月 当社創業 代表取締役社長 就任（現任）<br>2022年8月 一般社団法人AI・契約レビュー・テクノロジー協会設立 理事就任（現任）                                 | 724,643株    |
| 2     | 康潤碩<br>(1986年12月21日生) | 2016年1月 弁護士登録（第二東京弁護士会）<br>2016年1月 GVA法律事務所 入所<br>2019年1月 同法律事務所 パートナー就任<br>2021年8月 当社 取締役就任 LegalTech SaaS事業部管掌（現任）                                                                                  | 3,000株      |
| 3     | 有賀之和<br>(1977年7月13日生) | 2002年7月 オン・ザ・エッヂ株式会社 入社<br>2007年4月 株式会社フェイムス 入社<br>2008年12月 株式会社ベーシック 入社<br>2010年4月 楽天株式会社 入社<br>2011年7月 株式会社ベーシック 入社<br>2014年3月 株式会社フルセイル 設立 代表取締役就任<br>2019年5月 当社入社<br>2021年8月 当社 取締役就任 登記事業部管掌（現任） | 一株          |
| 4     | 板倉侑輝<br>(1987年3月14日生) | 2011年4月 SCSK株式会社 入社<br>2018年4月 and factory株式会社 入社<br>2020年4月 BREW株式会社 取締役就任<br>2023年3月 当社 取締役就任 経営企画部管掌（現任）                                                                                           | 一株          |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社の株式の数 |
|-------|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 5     | 秦野元秀<br>(1967年9月13日生)  | 1991年4月<br>2001年4月<br>2006年9月<br>2008年12月<br>2009年10月<br>2016年10月<br>2018年4月<br>2018年6月<br>2024年4月                               | 泉証券株式会社（現・SMBC日興証券株式会社）入社<br>株式会社イーコンテクスト（現・株式会社デジタルガレージ）入社<br>同社 取締役 兼 経営企画本部長 就任<br>株式会社駅探 入社<br>同社 取締役 兼 コーポレート部長 就任<br>株式会社Gunosy 入社<br>K I Y Oラーニング株式会社 入社<br>同社 取締役 兼 管理部長 就任<br>当社 取締役就任 管理部管掌（現任）                                                                               | 1,000株      |
| 6     | 菅原貴与志<br>(1960年3月18日生) | 1991年4月<br>1996年3月<br>1996年3月<br>2001年4月<br>2004年4月<br>2010年4月<br>2020年8月<br>2021年3月<br>2022年4月<br>2022年4月<br>2023年4月<br>2024年4月 | 全日本空輸株式会社 入社<br>弁護士登録（東京弁護士会）<br>弁護士法人小林総合法律事務所入所（現任）<br>慶應義塾大学総合政策学部講師 就任<br>慶應義塾大学大学院法務研究科教授 就任<br>ANAホールディングス株式会社 上席執行役員・法務部長 就任<br>株式会社ケイブ 社外取締役（監査等委員）<br>就任（現任）<br>湧永製薬株式会社 社外監査役 就任（現任）<br>慶應義塾大学法学部・SFC研究所特任教授 就任（現任）<br>多摩大学大学院客員教授 就任<br>日本大学法学部特任教授 就任（現任）<br>当社 社外取締役就任（現任） | 一株          |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 山本 俊氏を取締役候補者とした理由は、同氏は当社の創業者であり、当社設立より代表取締役として経営全般、会社全体の発展、事業拡大に寄与しております。また弁護士であることから当社が属する業界知識も深く、当社の強みであるITに関する知見も豊富であります。これらから、当社の取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、取締役候補者としました。
3. 康 潤碩氏を取締役候補者とした理由は、同氏は弁護士として当社が属する業界知識も深く、弁護士事務所で活動していた期間を通じ、顧客企業における法務の課題に精通しております。また当社のLegalTech SaaS事業における責任者として部門全体を率いた戦略の立案、実行を行っております。

これらから、当社の取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、取締役候補者としました。

4. 有賀 之和氏を取締役候補者とした理由は、同氏は複数のIT系企業でのマーケティングの責任者としての経験があり、また新規事業開発の実績が豊富であります。あわせて代表取締役として企業経営にかかわった経験もあり、事業発展に関する幅広い知見があります。これらから、当社の取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、取締役候補者としました。
5. 板倉 侑輝氏を取締役候補者とした理由は、同氏は大手IT企業における法務部門での経験があり当社が属する業界の知見があります。また上場会社での管理部門、経営企画部門にいた経験からファイナンスに関する知識が豊富であります。これらから、当社の取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、取締役候補者としました。
6. 秦野 元秀氏を取締役候補者とした理由は、同氏は複数の上場企業における管理部門での経験が豊富にあり、上場企業におけるガバナンスや内部統制に関する知見があります。これらから、当社の取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、取締役候補者としました。
7. 菅原 貴与志氏は社外取締役候補者であります。
8. 菅原 貴与志氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士の資格を有し、弁護士としての会社法や金商法の知見と経験を踏まえ、当社の事業戦略やガバナンス等に係る法的整理への意見具申及び事業会社での上席執行役員・法務部長を務めた経験等、事業会社における長期に及ぶ豊富な経験等を活かし、経営全般及び企業投資に関する助言・提言を期待できるものとして社外取締役として選任しております。また、同氏と当社間において、独立役員指定に係る東京証券取引所規則所定の項目のような特別な関係・属性は認められないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断し、同氏は独立性を有する者と考え、当社独立役員として指定しております。
9. 当社は、取締役候補者菅原 貴与志氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
10. 菅原 貴与志氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって1年となります。
11. 当社は、菅原 貴与志氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、菅原 貴与志氏が再選された場合、責任限定契約を継続する予定です。
12. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされております。(ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は除く)各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者になります。また当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

# 事業報告

(2024年1月1日から)  
(2024年12月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

LegalTech SaaS事業において、株式会社富士キメラ総研が2023年7月に発表した「ソフトウェアビジネス新市場2023年版」によると、当社が属する国内SaaS市場は2023年には1.41兆円に達し、2027年には2.09兆円に達する見込みです。また株式会社アイ・ティ・アールが2022年10月に発表した「リーガルテック市場2022」によると、リーガルテックの国内市場は2021年で244億円であり2026年に731億円に達する見込みです。この増加の背景には、リモートワークの普及によりSaaSの需要が増加し、SaaSがビジネスに浸透したことが挙げられます。

また、登記事業においては、登記申請の支援を行っている司法書士および司法書士事務所の売上規模から市場規模を推定しております。その規模は、総務省の「サービス産業動向調査」によると2018年の市場規模は2,855億円と推定されます。同調査によると2012年の市場規模からおおむね横ばいで推移しております。

当事業年度においては、中期的な売上高成長及び調整後営業利益率の向上に向け、LegalTech SaaS事業においては法務部門や法律事務所だけでなく事業部門を含む全社展開をターゲットとして「OLGA」の営業体制の強化や機能拡充をはかりました。登記事業においては「GVA法人登記」の認知度向上のための施策や、単価の向上にむけたプロダクト開発を推進し、収益化等に取り組みました。

以上の結果、当社の当事業年度の業績は、売上高1,165,421千円（前期比60.0%増）、営業損失523,669千円、経常損失531,683千円、当期純損失532,379千円となりました。

### 事業の部門別売上高

| 事業別              | 売上高       | 前期比   |
|------------------|-----------|-------|
| LegalTech SaaS事業 | 598,256千円 | 75.0% |
| 登記事業             | 567,164   | 46.8  |
| 合計               | 1,165,421 | 60.0  |

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれおりません。

2. 当社はリーガルテック事業を行う単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしておりません。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資については、サービス提供を目的としたソフトウェアの開発やPCの取得等を継続的に実施しております。なお、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

当事業年度の設備投資の総額は378百万円であります。

なお、当社はリーガルテック事業を行う単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

## (3) 資金調達の状況

2024年5月、6月に第三者割当増資により、計298百万円の増資を実施いたしました。

また、2024年12月26日をもって東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資により、総額507百万円の資金調達を行いました。加えて、当事業年度中に金融機関より、短期借入金100百万円を調達いたしました。

## (4) 対処すべき課題

当社は「法とすべての活動の垣根をなくす」をパーソナリティとし、テクノロジーを活用した法務業務を支援するITプロダクトを提供しております。私たちの社会では、企業活動や個人の行動はすべて法に支えられています。しかし法の煩雑さが垣根となり、多くの活動に制約を与えていました。この垣根をなくすため、まずは大企業の法務部門や弁護士といった専門家向けに業務効率化のプロダクトを提供し市場に参入しました。その後、技術を進化させ、法務部門だけではなく、事業部門を含む全社対応のソリューションを展開しています。さらに、中小企業向けの支援も進めながら、今後は個人ユーザーまで広げ、最終的にはすべての活動から法の垣根を取り除くことを目指します。

今後の対処すべき課題については、以下の通りと考えています。

### ①技術革新への対応

当社が属するリーガルテック業界の発展には、AI技術をはじめとした、ITの技術開発が根幹にあると考え、OLGAにおける継続的な機能開発・機能改善に取り組んでおります。そのためには、最先端の技術の研究のための優秀な人材の確保は重要な課題と考えております。しかし、優秀な技能を持つ人材の安定的な確保は、同業他社とも競合することから困難な状況となっております。当社としては、リーガルテック業界における知名度向上を図り、魅力的で存在感のある企業であることを継続的に訴えかけるとともに労働環境や福利厚生の充実にも取り組んでまいります。

## ②システムの安定稼働およびセキュリティの強化

当社は、顧客の取引先における契約情報等、重要な情報資産を取り扱うサービスを展開しているため、サービス提供に係るシステムの安定稼働及びセキュリティ管理が重要な課題であると認識しております。

## ③財務体質の強化及び業績の黒字化

当社は、過年度において継続的な事業成長を図るため、サービスに関する開発や体制強化に伴う人員増強への投資を行った結果として、当事業年度まで営業赤字かつ営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスが継続しております。特に、投資を進めているOLGAは、ユーザーに継続して利用されることで収益が積み上がるストック型の収益モデルになります。一方で、開発費用やユーザーの獲得費用が先行して計上される特徴があり、短期的には赤字が先行することが一般的です。

当社では、事業の拡大に伴い、OLGAの顧客拡大や単価拡大に伴いストック収益が順調に積み上がることで、先行投資として計上される開発費用やユーザーの獲得費用が売上高に占める割合は低下傾向にあり、営業損失率は改善しております。今後は、売上高と利益の成長を両立させたバランス型の成長を志向しつつ、早期の当期純損失の解消及び営業キャッシュ・フローの黒字化を目指します。

## ④資金繰りの安定化

当社は、今後の成長戦略の展開に伴い、財務の充実と安定化を進めていくことが重要と考えております。これまで第三者割当増資及び借入による資金調達を実施しておりますが、今後も多様な資金調達手法を検討しながら、長期的な当社の成長を実現することに努めてまいります。

株主の皆様におかれましては今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

| 区分             | 2021年度<br>第5期 | 2022年度<br>第6期 | 2023年度<br>第7期 | 2024年度<br>(当事業年度)<br>第8期 |
|----------------|---------------|---------------|---------------|--------------------------|
| 売上高            | 282,919千円     | 418,620千円     | 728,243千円     | 1,165,421千円              |
| 経常損失 (△)       | △251,532千円    | △296,894千円    | △430,188千円    | △531,683千円               |
| 当期純損失 (△)      | △488,909千円    | △297,141千円    | △431,536千円    | △532,379千円               |
| 1株当たり当期純損失 (△) | △209.81円      | △114.00円      | △137.69円      | △144.61円                 |
| 総資産            | 389,234千円     | 446,665千円     | 1,018,758千円   | 1,301,194千円              |
| 純資産            | 73,095千円      | △74,115千円     | 333,506千円     | 605,904千円                |
| 1株当たり純資産額      | 28.83円        | △405.00円      | △438.66円      | 122.99円                  |

- (注) 1. 当社は連結計算書類を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第6期の期首から適用しており、第6期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況  
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

| 事業               | 主要 製品        |
|------------------|--------------|
| LegalTech SaaS事業 | 「OLGA」の運営    |
| 登記事業             | 「GVA法人登記」の運営 |

(8) 主要な営業所 (2024年12月31日現在)  
本社 東京都渋谷区代々木三丁目37番地5

(9) 従業員の状況 (2024年12月31日現在)

| 従業員数 | 前期末比増減 |
|------|--------|
| 64名  | 14名増   |

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、アルバイト、人材会社からの派遣社員を含む。）は、含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (2024年12月31日現在)

| 借入先          | 借入額       |
|--------------|-----------|
| 株式会社SBI新生銀行  | 133,344千円 |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 100,000   |
| 株式会社Fivot    | 45,898    |
| 株式会社東日本銀行    | 37,400    |
| 西武信用金庫       | 18,273    |

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 15,200,000株  
(2) 発行済株式の総数 4,620,498株  
(3) 株主数 1,934名

### (4) 大株主

| 株 主 名                                  | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|----------------------------------------|-------|---------|
| 山 本 俊                                  | 724千株 | 15.68%  |
| DBJキャピタル投資事業有限責任組合                     | 573   | 12.42   |
| SALESFORCE VENTURES LLC.               | 257   | 5.57    |
| MS・HAYATE 1号投資事業有限責任組合                 | 202   | 4.39    |
| 株式会社シグマクシス・インベストメント                    | 193   | 4.19    |
| INNOVATION HAYATE V Capital 投資事業有限責任組合 | 145   | 3.14    |
| 株式会社SBI証券                              | 124   | 2.70    |
| BREW株式会社                               | 86    | 1.87    |
| TIS株式会社                                | 64    | 1.39    |
| フリー株式会社                                | 64    | 1.39    |
| TSV 1号投資事業有限責任組合                       | 64    | 1.39    |

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
該当事項はありません。

- (6) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

| 名 称                    | 第6回新株予約権                   |
|------------------------|----------------------------|
| 決議年月日                  | 2023年12月26日                |
| 新株予約権の数                | 39,000個                    |
| 保有人数                   | 2名                         |
| 当社取締役（社外役員を除く）         | 2名                         |
| 当社社外取締役（社外役員に限る）       | -                          |
| 当社監査役                  | -                          |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数    | 普通株式 39,000株               |
| 新株予約権の行使の条件            | (注)                        |
| 新株予約権の発行価額             | 無償                         |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1株あたり金1円                   |
| 新株予約権の行使期間             | 2025年12月27日から2033年12月26日まで |

(注) 新株予約権の行使の条件は下記のとおりです。

- (1) 当社の株式がいずれかの金融商品取引所に上場されるまでの期間は、新株予約権行使することができない。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社又は子会社の取締役、執行役員、当社又は子会社の使用人及び顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者の地位にあることを要する。
- (3) 本新株予約権の行使は、新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (4) その他の条件については、当社と締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。

| 名 称                    | 第7回新株予約権                 |
|------------------------|--------------------------|
| 決議年月日                  | 2024年6月27日               |
| 新株予約権の数                | 255,000個                 |
| 保有人数                   | 9名                       |
| 当社取締役（社外役員を除く）         | 5名                       |
| 当社社外取締役（社外役員に限る）       | 1名                       |
| 当社監査役                  | 3名                       |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数    | 普通株式 255,000株            |
| 新株予約権の行使の条件            | (注)                      |
| 新株予約権の発行価額             | 無償                       |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1株あたり金1,033円             |
| 新株予約権の行使期間             | 2026年6月28日から2034年6月27日まで |

(注) 新株予約権の行使の条件は下記のとおりです。

- (1) 当社の株式がいずれかの金融商品取引所に上場されるまでの期間は、新株予約権行使することができない。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社又は子会社の取締役、執行役員、当社又は子会社の使用人及び顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者の地位にあることを要する。
- (3) 本新株予約権の行使は、新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (4) その他の条件については、当社と締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況  
 当社従業員に交付した新株予約権の区別別合計

| 名 称                    | 第7回新株予約権                 |
|------------------------|--------------------------|
| 決議年月日                  | 2024年6月27日               |
| 新株予約権の数                | 45,750個                  |
| 交付人数                   | 51名                      |
| 当社従業員                  | 51名                      |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数    | 普通株式 45,750株             |
| 新株予約権の行使の条件            | (注)                      |
| 新株予約権の発行価額             | 無償                       |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1株あたり金1,033円             |
| 新株予約権の行使期間             | 2026年6月28日から2034年6月27日まで |

(注) 新株予約権の行使の条件は下記のとおりです。

- (1) 当社の株式がいずれかの金融商品取引所に上場されるまでの期間は、新株予約権行使することができない。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社又は子会社の取締役、執行役員、当社又は子会社の使用人及び顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者の地位にあることを要する。
- (3) 本新株予約権の行使は、新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (4) その他の条件については、当社と締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。

| 名 称                    | 第9回新株予約権                   |
|------------------------|----------------------------|
| 決議年月日                  | 2024年10月31日                |
| 新株予約権の数                | 9,900個                     |
| 交付人数                   | 9名                         |
| 当社従業員                  | 9名                         |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数    | 普通株式 9,900株                |
| 権利確定条件                 | (注)                        |
| 新株予約権の発行価額             | 無償                         |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1株あたり金1,033円               |
| 新株予約権の行使期間             | 2026年10月31日から2034年10月30日まで |

(注) 新株予約権の行使の条件は下記のとおりです。

- (1) 当社の株式がいずれかの金融商品取引所に上場されるまでの期間は、新株予約権行使することができない。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社又は子会社の取締役、執行役員、当社又は子会社の使用人及び顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者の地位にあることを要する。
- (3) 本新株予約権の行使は、新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (4) その他の条件については、当社と締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

| 名 称                    | 第3回新株予約権                 |
|------------------------|--------------------------|
| 決議年月日                  | 2021年7月28日               |
| 新株予約権の数                | 4,000個                   |
| 保有人数                   | 1名                       |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数    | 普通株式 4,000株              |
| 新株予約権の行使の条件            | (注)                      |
| 新株予約権の発行価額             | 1個当たり金1円                 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1株あたり金778円               |
| 新株予約権の行使期間             | 2021年7月30日から2031年5月30日まで |

新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）について下記4に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。
- (3) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (4) 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
- (5) 本新株予約権の行使は、本新株予約権者が生存していることを条件とし、本新株予約権者が死亡した場合本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

|                        |                          |
|------------------------|--------------------------|
| 名 称                    | 第5回新株予約権                 |
| 決議年月日                  | 2022年8月16日               |
| 新株予約権の数                | 77,220個                  |
| 保有人数                   | 1名                       |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数    | 77,220株                  |
| 新株予約権の行使の条件            | 行使の条件の定めはございません。         |
| 新株予約権の発行価額 (円)         | 無償                       |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1株あたり金777円               |
| 新株予約権の行使期間             | 2022年8月19日から2027年8月19日まで |

|                        |                          |
|------------------------|--------------------------|
| 名 称                    | 第8回新株予約権                 |
| 決議年月日                  | 2021年7月28日               |
| 新株予約権の数                | 15,445個                  |
| 保有人数                   | 1名                       |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数    | 15,445株                  |
| 新株予約権の行使の条件            | 行使の条件の定めはございません。         |
| 新株予約権の発行価額 (円)         | 無償                       |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1株あたり金777円               |
| 新株予約権の行使期間             | 2021年8月17日から2028年7月31日まで |

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等

| 地位         | 氏名                 | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                      |
|------------|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長    | 山本 俊<br>やまもと しゅん   | 弁護士法人GVA法律事務所 代表弁護士<br>一般社団法人AI・契約レビュー・テクノロジー協会 理事                                                |
| 取締役        | 康潤碩<br>かん ゆん そく    | LegalTech SaaS事業部 管掌                                                                              |
| 取締役        | 有賀之和<br>ありが ゆき かず  | 登記事業部 管掌                                                                                          |
| 取締役        | 板倉侑輝<br>いたくら ゆう き  | 経営企画部 管掌                                                                                          |
| 取締役        | 秦野元秀<br>はたの もと ひで  | 管理部 管掌                                                                                            |
| 取締役 (社外)   | 菅原貴与志<br>すがわら たかよし | 弁護士法人 小林綜合法律事務所<br>慶應義塾大学法学部 SFC研究所特任教授<br>株式会社ケイブ 社外取締役 (監査等委員)<br>湧永製薬株式会社 社外監査役<br>日本大学法学部特任教授 |
| 常勤監査役 (社外) | 水野智仁<br>みずの とも ひと  | 水野智仁公認会計士事務所代表<br>合同会社ワン・プロフェッショナルズ 業務執行社員                                                        |
| 監査役 (社外)   | 酒井貴徳<br>さかい たかのり   | 法律事務所LEACT代表<br>合同会社LEACT代表社員<br>株式会社デジタルアスリート 社外監査役                                              |
| 監査役 (社外)   | 儀村奈穂<br>いそむら なほ    | 儀村奈穂公認会計士事務所代表<br>WEspoir合同会社代表<br>アディッシュ株式会社 社外監査役                                               |

- (注) 1. 取締役菅原貴与志氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役水野智仁氏、酒井貴徳氏及び儀村奈穂氏は、社外監査役であります。  
 3. 当社は、取締役菅原貴与志氏、監査役水野智仁氏、酒井貴徳氏及び儀村奈穂氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 4. 取締役山本俊氏、康潤碩氏、菅原貴与志氏及び監査役酒井貴徳氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。  
 5. 監査役水野智仁氏及び儀村奈穂氏は、公認会計士の資格を有しており、企業会計・内部統制に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

## (3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされております。（ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は除く）各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者になります。また当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## (5) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役及び監査役の報酬等は金銭等による基本報酬としております。当社は任意の報酬委員会を設置しており、報酬委員会における諮問を踏まえて、2023年3月30日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

なお、当社の監査役の報酬等は、株主総会で決議された限度額の範囲内で、常勤、非常勤の別、業務分担の状況等を総合的に勘案して、監査役の協議により決定しております。

### ② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2022年12月22日開催の臨時株主総会において年額1億円以内と決議されております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は3名（うち、社外取締役は0名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2022年12月22日開催の臨時株主総会において年額2千万円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

### ③ 取締役および監査役の報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の<br>総額<br>(千円) | 報酬等の種類別の総額 (千円)  |             |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|------------------|--------------------|------------------|-------------|------------|-----------------------|
|                  |                    | 基本報酬             | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 66,300<br>(450)    | 66,300<br>(450)  | —<br>(—)    | —<br>(—)   | 6<br>(1)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 9,000<br>(9,000)   | 9,000<br>(9,000) | —<br>(—)    | —<br>(—)   | 3<br>(3)              |

(注) 取締役の支給額には、使用人分給与は含まれておりません。

### (6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
社外役員の兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

| 区分       | 氏名                  | 主な活動内容                                                                                                                                                                                       |
|----------|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 (社外) | 菅原 貴与志<br>すがわら たかよし | 当事業年度において社外取締役に就任後に開催された取締役会17回及び報酬委員会1回の全てに出席しております。期待される役割として、弁護士としての専門的見地をいかし経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための必要な発言を行っております。なお、菅原取締役は、取締役会の中で、当社の法務について適宜発言をし、必要な助言を行っております。 |
| 監査役 (社外) | 水野 智仁<br>みずの ともひと   | 当事業年度において開催された取締役会20回及び監査役会11回、報酬委員会2回の全てに出席し、主に公認会計士として監査結果について必要な発言をし、監査に関する重要事項の協議等を適宜行っております。                                                                                            |
| 監査役 (社外) | 酒井 貴徳<br>さかい たかのり   | 当事業年度において開催された取締役会20回及び監査役会11回、報酬委員会2回の全てに出席し、主に弁護士として監査結果について必要な発言をし、監査に関する重要事項の協議等を適宜行っております。                                                                                              |
| 監査役 (社外) | 儀村 奈穂<br>いそむらなほ     | 当事業年度において社外監査役に就任後に開催された取締役会17回及び監査役会11回、報酬委員会1回の全てに出席し、主に公認会計士として監査結果について必要な発言をし、監査に関する重要事項の協議等を適宜行っております。                                                                                  |

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

みおぎ監査法人

### (2) 報酬等の額

|                          | 支払額       |
|--------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額      | 15,000 千円 |
| 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 16,500 千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の監査役会は会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況や報酬見積りの算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、みおぎ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、その基本方針を取締役会において決議しております。当該基本方針の概要は下記のとおりであります。

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 当社は、法令・定款の遵守はもとより社会規範を尊重し、公正で適切な経営を目指し、当社のパーカスと定款・各種社内規程を定めるとともに、全社に周知・徹底する。
- (b) コンプライアンス規程及びマニュアルを制定し、コンプライアンス委員会においてコンプライアンス推進に関する審議を行うとともに、コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- (c) 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応するとともに、通報者に不利益が無いことを確保するものとする。
- (d) 当社は、健全な会社経営のため反社会的勢力との一切の関係を遮断し、また不当な要求はいかなる場合もこれを拒絶する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程及び情報セキュリティ管理規程に基づき、適切に保存及び管理を行う。
- (b) 取締役及び監査役は、これらの文書等を閲覧できるものとする。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) リスク管理規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理する体制を構築する。
- (b) 経営会議において、定期的にリスク管理について審議し、事業活動における各種リスクの防止及び損失の最小化を図る。
- (c) 緊急事態発生時には、臨時経営会議を開催して情報の収集を行い、社内外への適切な情報伝達を含め、当該緊急事態に対して適切かつ迅速に対処するとともに、取締役会に報告するものとする。

#### 4. 取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- (b) その他経営に関する重要事項を協議または決議する機関として経営会議を設置する。
- (c) 取締役会は、中期経営計画を決議し、管理部はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
- (d) 組織規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
- (e) 内部監査責任者は、当社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項並びにその使用者の取締役からの独立性に関する事項
  - (a) 監査役の求めに応じて、当社の使用者を任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
  - (b) 監査役より監査役の補助の要請を受けた使用者は、取締役及び上長の指揮・命令は受けないものとする。
  - (c) 当該使用者の人事異動については、監査役の同意を得るものとする。
6. 取締役及び使用者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - (a) 監査役は、取締役会のほか経営会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用者から職務執行状況の報告を求めることができる。
  - (b) 取締役及び使用者は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告するものとし、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わない。
  - (c) 取締役及び使用者は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに管理部及び担当役員に報告し、管理部は監査役に報告する。
7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (a) 監査役は、代表取締役と隨時意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
  - (b) 監査役は、会計監査人及び内部監査責任者と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
  - (c) 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。
  - (d) 監査役の職務の執行について生ずる費用について、監査役からその前払又は償還を求められたときには、職務の執行に必要ないと認められる場合を除き、当社は遅滞なくこれに応じることとする。
8. 財務報告の信頼性を確保するための体制  
当社は、金融商品取引法に定める財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制基本方針」を定め、代表取締役の指示の下、財務報告に係る内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、その適合性を確保する。
9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況  
当社では、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、反社会的勢力との一切の関係を遮断・排除するとともに、不当な要求を断固として拒否することを基本方針とする「反社会的勢力対応規程」を定めている。反社会的勢力排除の主管部門は管理部と定め、管理部長をその責任者としており、管理部の長は、平時より警察等の外部専門機関との連携を図り、反社会的

勢力に関する情報収集とその管理を行っていく。また、「反社会的勢力排除対応マニュアル」において、反社会的勢力との関係を遮断・排除するための調査方法、反社会的勢力が接触してきた場合の対応方法等を定めている他、反社会的勢力排除に関する従業員への教育訓練も実施する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における前記体制の運用状況の概要は、下記のとおりであります。

1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを並びに効率的に行われることの確保  
取締役会については、定時取締役会を12回、臨時取締役会を8回開催し、法令及び定款  
その他の各種規程に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう業務執行の  
決定及び取締役の職務執行の監督を行いました。

### 2 コンプライアンス体制及び研修の実施状況

当社では、コンプライアンス基本方針及びコンプライアンス規程において、行動指針、行動基準により、社員行動の具体的指針を定め全役職員に周知徹底させております。また、全社員を対象としたコンプライアンス研修を実施することでコンプライアンスに対する意識の啓蒙を図っております。あわせて内部通報制度に伴う内部通報窓口を社内外に設置し、従業員（派遣社員、契約社員、パートタイマー、退職者を含む）に当該通報窓口を周知徹底することで、相談及び通報を幅広く受付ける体制を整えております。

### 3 リスク管理体制及び内部監査の活動状況

当社では、内部監査については、内部監査担当が内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査役会に報告を実施し、不正リスクの撲滅や業務改善に向けた整備を推進いたしました。またリスク管理規程を定め各業務部門のリスク認識とその分析・評価などを実施する管理体制の構築及び運用を行っております。あわせてISO/IEC27001:2022認証取得により、情報資産に関するマネジメントに努めております。

### 4 監査役の監査が実効的に行われることの確保

監査役は、取締役、内部監査担当者その他の使用人及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行いました。また四半期に一度、社外取締役とも会議を開催し、情報共有を図るとともに、常に情報収集できるよう社内共通のサーバーにいつでもアクセスできる環境を整えております。

## 5. 社内規程の制定、改定

当社では、各種規程については、適宜見直しを行い、必要に応じて専門家の意見を求め規程の改定や新設を行っております。また規程の改定時には社員に対し適切な説明を行うとともに、社員がいつでも閲覧できる社内掲示板に設置して周知徹底をはかってまいります。

## 6. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力チェックマニュアル」「反社会的勢力排除対応マニュアル」等の社内規程に明文の根拠を設け、すべての取引先、すべての採用予定者等についてコンプライアンスチェック（反社チェック）を実施しております。このように、社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組んでおります。

### （3） 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を重要な課題として認識しており、事業基盤の整備状況や事業展開の状況、財政状態や経営成績等を総合的に勘案しながら、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

しかしながら、当社は現在成長過程にあり、更なる成長に向けた事業基盤の整備や事業の拡充、プロダクトの開発、サービスの充実やシステム環境の整備等への投資に有効活用することが、株主に対する利益貢献につながると考え、創業以来無配としております。将来的には、財政状態及び経営成績を勘案しながら配当を実施していく方針ですが、現時点において配当の実施時期等については未定であります。

なお当社は、会社法第459条の規定に基づき、剰余金の配当を株主総会の決議によらず、取締役会の決議で行うことができる旨を当社定款に定めております。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(2024年12月31日現在)

(単位:千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目             | 金 額        |
|-----------------|-----------|-----------------|------------|
| (資 産 の 部)       |           | (負 債 の 部)       |            |
| 流 動 資 産         | 681,552   | 流 動 負 債         | 503,349    |
| 現 金 及 び 預 金     | 542,360   | 買 掛 金           | 1,568      |
| 売 掛 金           | 84,775    | 短 期 借 入 金       | 83,298     |
| 商 品             | 11,397    | 1年内返済予定の長期借入金   | 59,676     |
| 前 払 費 用         | 42,869    | 未 払 金           | 124,712    |
| そ の 他           | 149       | 未 払 法 人 税 等     | 11,768     |
| 固 定 資 産         | 619,641   | 未 払 消 費 税 等     | 7,258      |
| 有 形 固 定 資 産     | 16,910    | 契 約 負 債         | 209,539    |
| 建 物             | 2,179     | 預 金             | 5,526      |
| 工 具 器 具 備 品     | 14,730    | 固 定 負 債         | 191,941    |
| 無 形 固 定 資 産     | 593,459   | 長 期 借 入 金       | 191,941    |
| ソ フ ト ウ エ ア     | 554,074   | 負 債 合 計         | 695,290    |
| ソ フ ト ウ エ ア 仮勘定 | 32,785    | (純 資 産 の 部)     |            |
| そ の 他           | 6,600     | 株 主 資 本         | 568,252    |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 9,271     | 資 本 金           | 407,188    |
| 長 期 前 払 費 用     | 481       | 資 本 剰 余 金       | 1,398,290  |
| そ の 他           | 8,790     | 資 本 準 備 金       | 1,398,290  |
| 資 産 合 計         | 1,301,194 | 利 益 剰 余 金       | △1,237,227 |
|                 |           | そ の 他 利 益 剰 余 金 | △1,237,227 |
|                 |           | 繰 越 利 益 剰 余 金   | △1,237,227 |
|                 |           | 新 株 予 約 権       | 37,652     |
|                 |           | 純 資 産 合 計       | 605,904    |
|                 |           | 負 債 純 資 産 合 計   | 1,301,194  |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2024年1月1日から)  
(2024年12月31日まで)

(単位:千円)

| 科 目                   | 金 額       |
|-----------------------|-----------|
| 売 上 高                 | 1,165,421 |
| 売 上 原 価               | 411,557   |
| 売 上 総 利 益             | 753,864   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 1,277,533 |
| 営 業 損 失               | 523,669   |
| 営 業 外 収 益             |           |
| 受 取 利 息               | 38        |
| 受 取 配 当 金             | 0         |
| そ の 他                 | 46        |
|                       | 85        |
| 営 業 外 費 用             |           |
| 支 払 利 息               | 7,901     |
| 支 払 保 証 料             | 198       |
|                       | 8,099     |
| 経 常 損 失               | 531,683   |
| 特 別 利 益               |           |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益       | 1,600     |
| 税 引 前 当 期 純 損 失       | 530,083   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 2,295     |
| 当 期 純 損 失             | 532,379   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から)  
(2024年12月31日まで)

(単位：千円)

|                              | 株主資本    |           |           |            |            |
|------------------------------|---------|-----------|-----------|------------|------------|
|                              | 資本金     | 資本剰余金     |           | 利益剰余金      |            |
|                              |         | 資本準備金     | 資本剰余金合計   | その他利益剰余金   | 利益剰余金合計    |
| 2024年1月1日残高                  | 4,000   | 995,102   | 995,102   | △704,847   | △704,847   |
| 事業年度中の変動額                    |         |           |           |            |            |
| 新株の発行                        | 403,188 | 403,188   | 403,188   |            |            |
| 当期純損失 (△)                    |         |           |           | △532,379   | △532,379   |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額 (純額) |         |           |           |            |            |
| 事業年度中の変動額合計                  | 403,188 | 403,188   | 403,188   | △532,379   | △532,379   |
| 2024年12月31日残高                | 407,188 | 1,398,290 | 1,398,290 | △1,237,227 | △1,237,227 |

|                              | 株主資本     | 新株予約権  | 純資産合計    |
|------------------------------|----------|--------|----------|
|                              | 株主資本合計   |        |          |
| 2024年1月1日残高                  | 294,254  | 39,252 | 333,506  |
| 事業年度中の変動額                    |          |        |          |
| 新株の発行                        | 806,377  |        | 806,377  |
| 当期純損失 (△)                    | △532,379 |        | △532,379 |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額 (純額) |          | △1,600 | △1,600   |
| 事業年度中の変動額合計                  | 273,997  | △1,600 | 272,397  |
| 2024年12月31日残高                | 568,252  | 37,652 | 605,904  |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 重要な会計方針

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### 棚卸資産の評価基準および評価方法

商 品…………先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### 有形固定資産…………定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年

工具器具備品 3～10年

##### 無形固定資産…………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### 3. 収益及び費用の計上基準

当社はLegalTech SaaS事業及び登記事業の2つを主な事業とし、LegalTech SaaS事業では主に「AI法務アシスタント」「法務データ基盤」「AI契約レビュー」「契約管理」の4つのモジュールから構成されている「OLGA」の提供を行っております。また、登記事業では主に「GVA法人登記」の提供を行っております。

##### (1) LegalTech SaaS事業

「OLGA」は、各サービスの導入準備及び契約期間にわたりサービスを提供する義務を負っております。導入準備は導入完了時点で履行義務が充足されるため、その時点で収益を認識しております。また、導入後は契約期間にわたり履行義務が充足されるため、契約期間にわたり収益を認識しております。なお、約束された対価は当該履行義務の充足時点から概ね1年以内で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

##### (2) 登記事業

「GVA法人登記」は、登記書類を作成し顧客に提供する義務を負っており、当該履行義務を提供することで履行義務を充足し、収益を認識しております。また、約束された対価は

当該履行義務の充足時点から概ね1年以内で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

## 会計上の見積りに関する注記

(重要な会計上の見積り)

### 固定資産の減損

#### 1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

|          |            |
|----------|------------|
| 有形固定資産   | 16,910 千円  |
| 無形固定資産   | 593,459 千円 |
| 投資その他の資産 | 411 千円     |
| 減損損失     | 一千円        |

#### 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、営業活動から生じる損益またはキャッシュ・フローが継続してマイナスとなるなど減損の兆候がある場合には、減損損失の認識の要否を判断しております。

この判定における資産のグルーピングは、管理会計上の区分に基づき、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、LegalTech SaaS事業及び登記事業における各プロダクトを基本単位としており、本社等の共用資産については、共用資産を含むより大きな単位でグルーピングを行っております。

減損損失の認識の要否の判定にあたっては、取締役会において承認された将来の事業計画に基づき見積られた各資産グループの割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較しております。

当事業年度において、LegalTech SaaS事業、登記事業における各プロダクト及び当社について、営業活動から生じる損益が継続的にマイナスとなっていることから、当該各プロダクトの資産グループ及び共用資産を含むより大きな単位について、減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否の判定を行っております。

減損損失の認識の要否の判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回ることが確認できたことから、減損損失を計上しておりません。

##### (2) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

減損損失の認識の要否の判定における割引前将来キャッシュ・フローは、過去の実績、クラウド市場の展望及び競合他社の動向等事業環境を反映した達成可能性が十分に高い、取締

役会において承認された事業計画を基礎として見積られております。その主要な仮定は、事業計画の売上高の算出の基礎となるLegalTech SaaS事業における将来の商談件数及び登記事業における将来のサイト訪問者数であります。

### (3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

減損損失の認識の要否の判定における割引前将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる主要な仮定には高い不確実性が存在するため、今後において将来の各資産グループを取り巻く経営環境に変化が生じた場合、減損損失の認識の要否の判定を見直す必要が生じ、翌事業年度の計算書類に影響を与える可能性があります。

### 貸借対照表に関する注記

|                |          |
|----------------|----------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 18,456千円 |
|----------------|----------|

### 株主資本等変動計算書に関する注記

#### 1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

|      |            |
|------|------------|
| 普通株式 | 4,620,498株 |
|------|------------|

#### 2. 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

|      |          |
|------|----------|
| 普通株式 | 106,665株 |
|------|----------|

### 税効果会計に関する注記

#### 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

##### 繰延税金資産

|       |         |
|-------|---------|
| 未払事業税 | 2,902千円 |
|-------|---------|

|         |          |
|---------|----------|
| 減価償却超過額 | 4,435 // |
|---------|----------|

|     |       |
|-----|-------|
| その他 | 84 // |
|-----|-------|

|           |            |
|-----------|------------|
| 税務上の繰越欠損金 | 660,877 // |
|-----------|------------|

|          |           |
|----------|-----------|
| 繰延税金資産小計 | 668,299千円 |
|----------|-----------|

|                    |            |
|--------------------|------------|
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 | △660,877千円 |
|--------------------|------------|

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △7,422 // |
|-----------------------|-----------|

|          |            |
|----------|------------|
| 評価性引当額小計 | △668,299千円 |
|----------|------------|

|          |     |
|----------|-----|
| 繰延税金資産合計 | －千円 |
|----------|-----|

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を主に自己資金と借入によって賄っております。また、資金運用については、主に短期的な預金、流動性の高い金融資産等によっております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は1年以内に決済が到来するものであり、支払期日に支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、社内規程等に従い、営業担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ② 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

買掛金、未払金及び借入金については、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性を管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりあります。なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

|          | 貸借対照表計上額 | 時価      | 差額     |
|----------|----------|---------|--------|
| 長期借入金（注） | 251,617  | 244,612 | △7,004 |

(注) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品  
該当事項はありません。

## (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分    | 時価 (千円) |         |      |         |
|-------|---------|---------|------|---------|
|       | レベル1    | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 長期借入金 | —       | 244,612 | —    | 244,612 |
| 負債計   | —       | 244,612 | —    | 244,612 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

### 長期借入金

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

| 種類               | 会社等の名称<br>又は氏名 | 所在地    | 資本金<br>又は<br>出資金<br>(千円) | 事業の内容<br>又は職業 | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合 (%) | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容         | 取引金額<br>(千円) | 科目  | 期末残高<br>(千円) |
|------------------|----------------|--------|--------------------------|---------------|--------------------------------|---------------|---------------|--------------|-----|--------------|
| 当社代表取締役及び主要株主    | 山本俊            | —      | —                        | 当社代表取締役社長     | (被所有)<br>直接15.7                | 当社代表取締役社長     | 当社の借入に対する債務保証 | 18,273       | —   | —            |
| 役員が議決権の過半数を有する会社 | 弁護士法人GVA法律事務所  | 東京都渋谷区 | 1,000                    | 弁護士業          | —                              | 当社サービスの提供     | 当社サービスの提供     | 22,621       | 売掛金 | 2,148        |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 当社は、銀行借入に対して当社代表取締役社長山本俊より債務保証を受けております。取引金額には、当該債務保証を受けている銀行借入の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払い及び担保の提供は行っておりません。
- 当社サービスの提供については、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

## 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

122円99銭

1株当たり当期純損失 (△)

△144円61銭

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|                  | 当事業年度     |
|------------------|-----------|
| LegalTech SaaS事業 | 598,256   |
| 登記事業             | 567,164   |
| 顧客との契約から生じる収益    | 1,165,421 |
| 外部顧客への売上高        | 1,165,421 |

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

|                     | 当事業年度   |
|---------------------|---------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 62,522  |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 84,775  |
| 契約負債（期首残高）          | 123,840 |
| 契約負債（期末残高）          | 209,539 |

契約負債は主に、LegalTech SaaS事業及び登記事業における収入にかかるものであり、支払い条件に基づきサービスの履行義務を充足する前に顧客から対価を受領したものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

また、過去の期間に充足した履行義務から当事業年度に認識した収益の額に重要性はありません。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予想される契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

## 重要な後発事象に関する注記

当社は、2025年1月15日開催の取締役会において、株式会社日本政策金融公庫から資金の調達を行うことを決議し、2025年1月29日に金銭消費貸借契約を締結いたしました。また、当該契約に基づき、2025年1月30日に借入を実行しました。

- (1)借入金額 150,000千円
- (2)資金使途 長期運転資金
- (3)返済期日 2028年1月31日
- (4)利率 年0.55% ただし、2027年1月29日から年1.05%
- (5)担保設定 無担保
- (6)保証内容 無保証

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年2月25日

GVA TECH株式会社  
取締役会 御中

みおぎ監査法人  
東京都千代田区

指定社員 公認会計士 横手 宏典  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中村 謙介  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、GVA TECH株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するためには、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監査報告書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第8期事業年度における取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査責任者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
    - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
    - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人みおぎ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月25日

GVA TECH株式会社 監査役会

常勤監査役（社外） 水野智仁 印

監査役（社外） 酒井貴徳 印

監査役（社外） 磯村奈穂 印

(注) 監査役水野智仁、酒井貴徳及び磯村奈穂は、会社法第2条第16号に規定する社外監査役であります。

以上

## 株主総会会場ご案内図

〒151-0053 東京都渋谷区代々木三丁目25番3号  
あいおいニッセイ同和損保新宿ビル3階



### 交通機関のご案内

- JR線・京王線・小田急線・東京メトロ丸ノ内線  
新宿駅 (南口・西口) より徒歩15分
- 都営新宿線・京王新線  
新宿駅 (新都心口) より徒歩7分
- 都営地下鉄大江戸線  
都庁前駅 (A 4出口) から徒歩7分

◎会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。